

平成 27 年 9 月 28 日

日本労働組合総連合会北海道連合会

会長 工藤 和男 殿

## 長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」 に向けた取組に関する要請書

人口減少社会の到来する中、長時間労働の是正と働き方改革を進め、女性や高齢者をはじめとするすべての人々が、働きやすく、活躍しやすい職場環境を作ることで、一人一人の潜在力が最大限に発揮され、労働生産性を向上させていくことが重要な課題となっております。

しかしながら、北海道においては、全国に比べても労働時間が長めであり、道民の皆様が豊かさを実感できていない現状にあり、長時間労働の削減など働き方の見直しが求められています。

こうした中、平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定した「『日本再興戦略』改訂 2015—未来への投資・生産性革命—」では、引き続き、「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれ、また、「過労死等防止対策推進法(平成 26 年法律第 100 号)」に基づき、本年 7 月 24 日に「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が閣議決定されたほか、11 月は過労死等防止啓発月間とされています。

この長時間労働問題をはじめとする働き方の見直しについては、私(北海道労働局長)を本部長とする『働き方改革推進本部』を設置し、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進に取り組んできました。

この間、北海道内の企業における働き方の見直しを働き掛け、その取組事例等について、ホームページによる情報発信を行い、また、平成 27 年 8 月 25 日に北海道知事及び北海道労働局長並びに(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構との間で締結した労働政策協定に「就業環境整備の推進」を定め、その一環として、働き方改革の推進について一層の気運の醸成を図ることとしています。

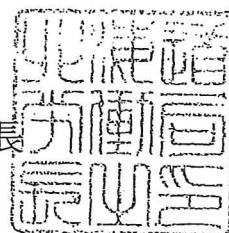
その上で、本年も、昨年に引き続き 10 月を「年次有給休暇取得促進期間」、11 月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することとしたところです。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得を促進させるためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。また、過重労働解消には、長時間にわたる時間外労働等を行った労働者に対する面接指導等の健康管理に係る措置の徹底も重要です。

この期間には、11 月 9 日に働き方・休み方改革シンポジウムを開催するほか、過重労働解消に向けたセミナー、シンポジウムの開催、無料電話相談の開設など、長時間労働削減、過重労働解消に向けた集中的な取組を実施する予定ですので、取組の一助としてご活用いただければ幸いです。

これまでも貴連合会からは、働き方改革や夏の生活スタイル変革に関し格別の御協力を賜ってきたところであります、改めて今回の要請の趣旨を御理解いただき、各企業において労使間で協議を行い、上記取組が進むよう、ご配意をいただきますよう何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

北海道労働局長



北海道知事

